

# 8-3. 発生予察事業の概要

- 病害虫のまん延は、我が国の農業に重大な損害を与えるおそれがあり、かつ、県境を越えて拡大するため、国と都道府県は協力して病害虫の防除を行い、まん延を防止する必要がある
- このため、都道府県の協力のもとに、病害虫の発生状況、気象、農作物の生育状況等の調査を実施し、その後の病害虫による損害の発生を予察し、それに基づく情報を農業者等に提供している

## 発生状況調査(都道府県)

栽培状況や周辺環境を踏まえて設置した調査地点において、作物の生育状況、病害虫の発生状況等を調査



## 発生予察情報の作成・提供

### 国(農林水産省)

全国の調査結果と気象予報等を取りまとめ病害虫発生予報を発表(年10回)

### 都道府県

- 調査結果、気象予報等を取りまとめて分析。病害虫による損害の発生を予察し、発生予察情報を作成
- 防除方法と併せて、関係機関、農業者等に対し、発生予報を発表(月1回程度)
- 必要に応じて、警報、注意報、特殊報を発表

**警報:** 重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表

**注意報:** 警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要が認められる場合に発表

**特殊報:** 新たな病害虫を発見した場合及び重要な病害虫の発生消長に特異な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表

## 防除の実践(農業者)



適期防除

農業者が、自らのほ場・園地を確認

## 防除指導(都道府県、農業者団体等)

農業者、関係機関等に対し、病害虫防除指針及び発生予察情報に基づく適切な防除の指導を実施



# (参考) 指定有害動植物数の推移

年次	指定有害動植物数	内容
昭和26(1951)年 植物防疫法改正	—	国は指定有害動植物に対して発生予察を行い、都道府県はこれに協力する
昭和27(1952)年	1 1 種類	いねいもち病、いねしらはがれ病菌、いねうんか類等を指定
昭和40(1965)年	2 5 種類	いねの病害虫、果樹の病害虫を追加
昭和47(1972)年	2 7 種類	害虫 2 種を追加
昭和55(1980)年	4 1 種類	野菜類の病害虫を追加
平成10(1998)年	4 2 種類	キクの病害を追加
平成12(2000)年	4 2 種類	指定有害動植物の全面見直し
平成28(2016)年	1 1 1 種類	指定有害動植物の全面見直し
令和 5(2023)年 植物防疫法改正	1 5 7 種類 (うち発生予察調査 対象 1 4 8 種類)	指定有害動植物に対する措置を見直し、総合防除を行うべき病害虫を指定(157種) このうち148種について、総合防除基本指針に基づき発生予察を行う

# (参考) 発生予察事業の対象病害虫の例



果樹カメムシ類



ハスモンヨトウ



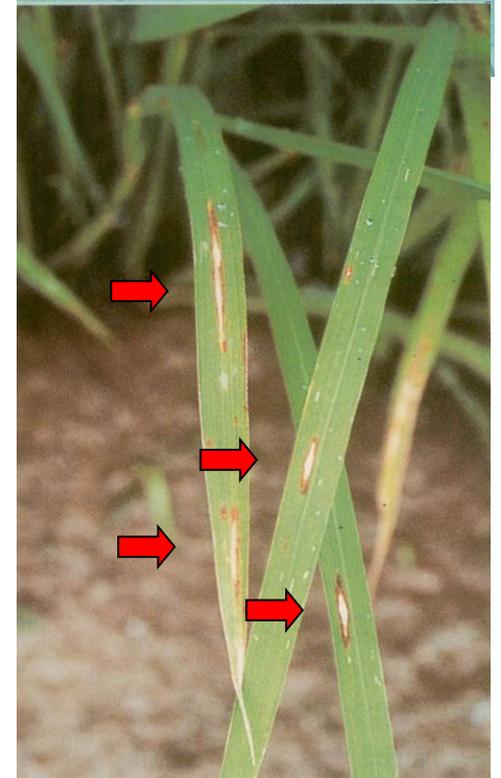
いちごの灰色かび病



いねの斑点米カメムシ類



イネいもち病菌



いねの葉いもち病

# 9-1. 農薬等の空中散布について

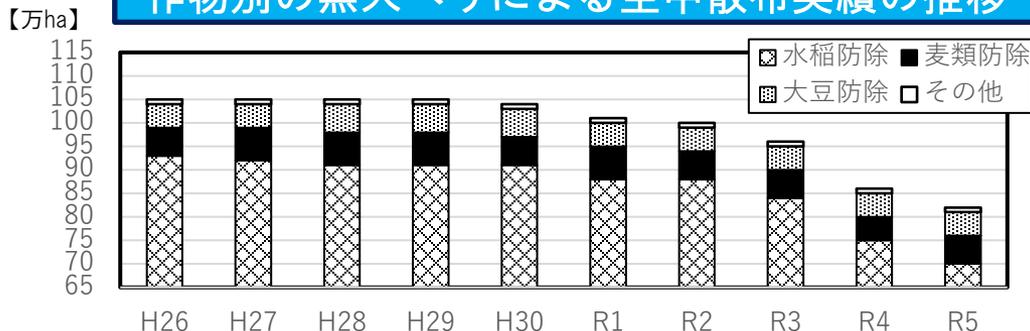
- 無人ヘリコプターを利用した空中散布は、平成3年から現場導入され、きめ細かな作業が可能で小規模面積での利用も容易であることから、現在、特に水稻栽培において、農作業の省力化の基盤となっている。
- また、病害虫防除のほか、播種、施肥等に活用され、農作業の効率化及び低コスト化に寄与。
- 近年では、中山間地、狭小な園地や、野菜、果樹での無人マルチローター（ドローン）の利活用が期待されている。

## 水稻防除における空中散布実績の推移



注：令和元年度以降の無人マルチローターの利用実績は、集計していない。

## 作物別の無人ヘリによる空中散布実績の推移



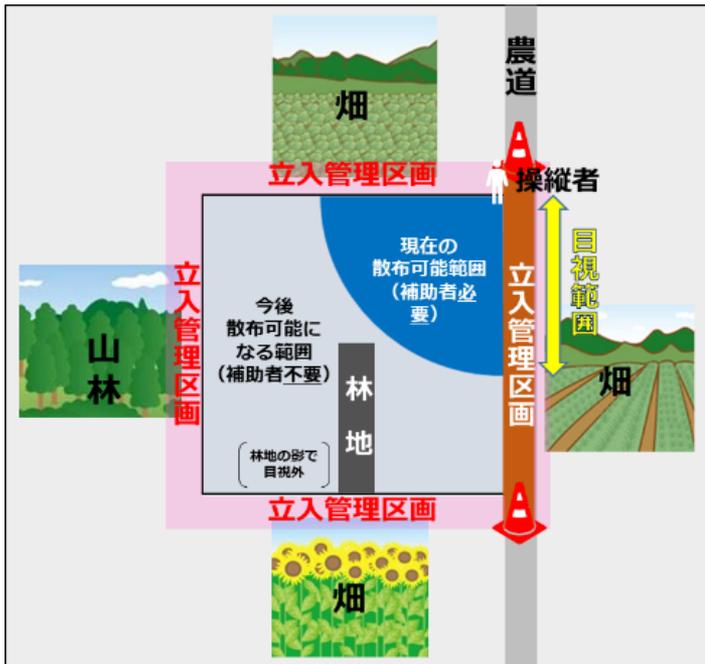
無人航空機（無人ヘリコプター）による防除

# 9-2. ドローンの農業利用の拡大に向けた取組

- 農業用ドローンの利活用拡大に向け、規制の見直しを行うとともに、総合的な推進体制を整備

## 補助者の配置規制の緩和

- 飛行区域（農地）周辺に立入管理区画を設置することで、日中・夜間の目視内、又は日中の目視外において、農薬や種子、肥料等の散布の際の補助者を不要に。（通常は、操縦者に加え、補助者の設置が原則必要。）



2人がかりの作業が、1人でできるようになるわ。

## 推進体制の整備

- 航空法上の申請に伴う機体や操縦者の確認を、国土交通省での手続きに一元化。
- 民間における技術革新やニーズをくみ取るための官民協議会を設置するとともに、ドローンの普及を総合的に推進するための計画（農業用ドローン普及計画）を策定。

## ドローン用登録農薬数の拡大

- 以下の取組により、高濃度・少量での散布が可能なドローン用農薬数の拡大を促進。
  - ・ 農薬登録試験の簡略化（H31年）
  - ・ 現場ニーズを農薬メーカーに通知して農薬登録を促進
  - ・ 産地における登録試験の実施への支援
- R4年度末の目標登録数（\*）を1年前倒しで達成。
  - \* 農業用ドローン普及計画では、R5年3月末までに846剤の登録を目標

### <ドローンに適した登録農薬数の推移>

	実績					目標
	H31.2月末	R2.3月末	R3.3月末	R4.3月末	R5.3月末	R5.3月末までの目標登録数
総計	646	695	781	1,050 (+404)	1,212 (+566)	846 (+200)

# 10. 地域特産農作物（マイナー作物）対策

- 地域特産農作物（マイナー作物）は、生産量が少ないこと等から、使用できる農薬が限られていることが多く、このことが生産拡大の支障となっている。このため、毎年、地域特産農作物（マイナー作物）に使用できる農薬の適用拡大に関する要望が多数寄せられている状況。
- 「病害虫防除・農薬登録推進中央協議会」を設立し、都道府県から地域特産農作物（マイナー作物）に対する農薬登録拡大要望を収集し、関係者間で共有。都道府県が行う農薬登録試験の調整、助言等を行い、農薬登録を効率的に実施するための対策を推進。
- 作物由来の成分により試験が困難となるなどの技術的な課題等が生じている地域特産農作物（マイナー作物）や生産拡大が期待される薬用作物等について、登録に必要な薬効・薬害試験、作物残留試験実施等へ支援を行う補助事業を実施。

○地域特産農作物（マイナー作物）とは：生産量の少ない農作物※で、主な作物は、そば、らっきょう、しそ、みょうが、アスパラガス、モロヘイヤ、ズッキーニ、すもも、マンゴー、ブルーベリー、薬用作物など

※「農薬の登録申請において提出すべき資料について（H31年3月29日付け30消安第6278号局長通知）」参照

## 【現状と課題】

- ✓地域特産農作物（マイナー作物）に使える登録農薬が少ない  
生産量が少ないため**農薬登録が進まず**、産地育成や適切な病害虫防除が困難  
⇒生産現場から、**農薬の適用拡大に対する多数の要望**あり。
- ✓農薬の安全性の向上に向けた制度の見直し  
既登録農薬の内容変更、登録削除が生じる可能性がある。  
⇒使用できる**農薬が少なくなる**ことにより、適切な病害虫防除がより一層困難となる。

（薬用作物の例）



みしまさいこ

（地域特産農作物の例）



かんそう



マンゴー



モロヘイヤ

産地の拡大はもとより、  
既存産地の維持さえも難しくなるおそれ

支援

## 【農薬登録推進支援策】

### 病害虫防除・農薬登録推進中央協議会の設立

#### 主な役割

- ① 都道府県が登録を要望する農薬と農作物の組合せを調査
- ② その調査結果を「農薬登録推進リスト」として整理、協議会構成員で共有
- ③ 試験課題のマッチング促進、技術的アドバイス等

#### 協議会の構成

農林水産省関係部局、地方農政局、農薬関係団体及び農薬メーカー（事務局：植物防疫課）

### 食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築事業（H30～）

#### 事業内容

地域特産農作物（マイナー作物）に使用できる農薬登録の維持・拡大に向けた試験を支援

#### 事業実施主体

民間団体等

#### 補助率

定額

個別作物ごとの登録に加え作物群での登録も可能